

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
石原 宏高 様

原子力発電所防災対策に係る
財政措置について

（令和7年12月2日）

鳥取県

米子市

境港市

原子力発電所防災対策に係る財政措置について【内閣府】

《提案・要望の内容》

- 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起こりやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を実際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があり、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るために、立地自治体と同様現実に対応して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

<参考>

1 中国電力からの新たな財源措置（令和7年11月28日中国電力回答）

○原子力防災対策事業（新規：R7～）

島根県の核燃料税に見合う財源として新たに措置されたもので、定常的で広範な事業に充当できる財源（年間2億円程度）

○人件費（継続：R4～）

年間1.8億円を上限に人件費相当額を措置

○弓ヶ浜半島の震災対策事業（新規：R7～16）

島根県の島根半島震災対策事業に見合う財源として新たに措置されたもので、10年間の期間を定めて措置される財源（0.9億円程度×10年間）

2 U P Z（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。

